

## 質疑・回答書

| 告示番号 | 告示第96号  | 件 名  | 令和5年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥消化タンク設備工事 |
|------|---|--|---------------------------------|
| No   | 質疑事項  | 回 答  |                                 |
| 1    | <p>特記仕様書 P. 3 第4条 試運転<br/>消化実負荷立上げ運転に関する記載がないため、本工事の範囲外と考えてよろしいでしょうか。<br/>また、立上げ運転が含まれる場合は、別途協議による設計変更になると考えます。<br/>※含まれる場合は、仕様書等の記載箇所をご回答願います</p>  | <p>ご質問のとおり、消化実負荷立上げ運転は本工事の範囲外となります。受注者は発注者に立上げ運転の技術指導をしてください。</p>  |                                 |
| 2    | <p>特記仕様書 P. 3 第4条 試運転<br/>仕様書内に記載がないため、消化タンク槽攪拌機の単体試運転における水張・種汚泥移送作業は、本工事の範囲外と考えてよろしいでしょうか。<br/>また、本作業を工事範囲内で実施する場合、仮設機器(ポンプホース等)の手配や作業費は、別途協議による設計変更になると考えます。<br/>※含まれる場合は、仕様書等の記載箇所をご回答願います</p> | <p>消化タンク槽攪拌機の単体試運転は消化タンク水張りによる試運転を想定しています。試運転に必要な仮設機器や作業費は本工事に含まれます。種汚泥移送作業は本工事の範囲外です。<br/>特記仕様書P12 8.試験・検査 消化タンク本体において水張試験の記載があります。</p> |                                 |
| 3    | <p>特記仕様書 P. 3 第4条 試運転<br/>仕様書内に記載がないため、水張り試験用の用水および種汚泥や、試運転時の電気などは、支給いただけると考えてよろしいでしょうか。<br/>また、支給いただけない場合には、このユーティリティに関わる費用は、別途協議により設計変更になると考えます。<br/>※含まれる場合は、仕様書等の記載箇所をご回答願います</p>             | <p>水張り試験用の用水は支給します。<br/>種汚泥移送作業は本工事の範囲外です。<br/>新設機器への電源接続後の試運転時の電気は支給します。</p>  |                                 |
| 4    | <p>特記仕様書 P. 7 第8条 積上げ計上項目 準備費<br/>仕様書内に記載がないため、窒素置換範囲を確認をさせていただきたく、既設消化ガス配管の図面をご提示願います。</p>   | <p>別途図面を提示します。</p>   |                                 |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 5  | <p>特記仕様書 P. 7 第8条 積上げ計上項目 準備費<br/> 消化ガス配管の切替作業時には、既設消化タンクから発生する消化ガスの停止または放風作業が必要となります。<br/> 特に本作業に関する記載がないため、本工事範囲外と考えてよいでしょうか。</p>   | <p>ご質問のとおりです。</p>  |
| 6  | <p>特記仕様書 P. 7 第8条 積上げ計上項目 準備費<br/> 各ラインの切替作業時に最大1日(9時～17時)程度の設備停止が見込まれると考えます。<br/> そのため、この作業時間は設備を停止いただけるものと考えてよろしいでしょうか。<br/> なお、切替作業に伴う設備停止範囲と作業時間を提示して、ご協議させていただきます。</p> | <p>ご質問のとおり、各ラインの切替作業時には設備を停止します。</p>   |
| 7  | <p>特記仕様書 P. 10 第2章 消化設備 5. 各部構造(9)<br/> 消化タンクのスカム消泡用洗浄ノズルについて、想定されている設置範囲をご教示願います。</p>  | <p>スカム発泡が想定される箇所に設置してください。</p>   |
| 8  | <p>特記仕様書 P. 12 第2章 消化設備 10. 特記事項(5)<br/> 消化タンクの照明は上部を基本とし、点検導線上に必要な階段程度への設置と考えます。</p>   | <p>照明は、汚泥消化タンク周囲・階段・上部について、照明用スイッチから維持管理に配慮した位置に必要な数を設置してください。</p>                                 |
| 9  | <p>図面番号:参考 仮設図<br/> 本事業範囲敷地内における、地中埋設物等の有無をご教示願います。<br/> ご提示いただけない場合は、埋設物等の確認を取るため、確認調査に関わる費用は別途協議として、設計変更の対象になると考えます。</p>  | <p>参考 仮設図の赤着色箇所について、想定している地下埋設物はありません。また、地下埋設物の調査に関しては、特記仕様書(土木)5.構造物の確認に記載あるとおり、共通仮設費の率に含みます。</p> |
| 10 | <p>図面番号:参考 仮設図<br/> 安定処理工の現場調査試験において設計基準強度136KN/m<sup>2</sup>が得られない場合は設計変更協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。</p>  | <p>土木特記仕様書10.設計・積算 4)安定処理工に詳細を記載していますので参照お願いいたします。<br/> また、セメント系固化材の添加量が増減する場合は、協議事項とします。</p>      |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 11 | <p>図面番号:C-2 消化タンク基礎杭伏図<br/> 消化タンク基礎杭伏図(C-2)の土質柱状図(ボーリングNO33)と消化タンクの離隔はどの程度あるかご提示願います。既設構造物の支持層も同一と判断し、TP-6,300を支持層と考えて計画してもよろしいでしょうか。<br/> 施工時に支持層が設計より深いことが判明した場合は、設計変更協議の対象になると考えてよろしいでしょうか</p> | <p>ボーリングNo.33と消化タンクの離隔は、20m程度です。TP-6.300を支持層と考えて計画して問題ありません。支持層が設計より深いことが判明した場合は、協議事項とします。</p> |
| 12 | <p>金抜設計書 P. 31 明細書(第7号)<br/> プレボーリング工法に伴い発生する建設汚泥について、金抜き設計書の403m<sup>3</sup>を超える量となった場合には、設計変更協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。</p>   | <p>建設汚泥量について、設計数量より増減がある場合は協議事項とします。</p>   |
|    |   |  |

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075  
FAX 06-6858-7225  
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp